

# 学校法人駿河台大学 公益通報の適正な取扱い等に関する規程

平成18年11月 9日 制 定

平成29年 3月 2日 最近改正

## (目 的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法の規定に基づき、学校法人駿河台大学（以下「法人」という。）並びに法人の設置する大学及び幼稚園（以下「大学等」という。）における公益通報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めることにより、法人及び大学等（以下「法人等」という。）の不正行為等の早期発見と是正を図り、もって法令遵守の徹底に資することを目的とする。

## (定 義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 公益通報とは、本学の教職員等が、不正の目的でなく、本学又は本学の役員、教職員について法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。

(2) 通報者とは、公益通報を行った教職員等をいう。

## (公益通報者保護責任者)

第3条 本学に公益通報者保護総括責任者（以下「総括責任者」）を置き、理事長をもってこれに充て、統括責任者の職務を補佐するため、公益通報者保護責任者（以下「保護責任者」という。）を置く。

2 前項に掲げる保護責任者は、駿河台大学の学長及び駿河台大学第一幼稚園の園長（以下「学長等」）をもって充てる。

## (通報窓口)

第4条 教職員等からの公益通報を受ける窓口を総務部総務課に設置する。ただし、公的研究費に係る不正使用及び研究活動における不正行為に係る事項については、学務企画課研究支援室が担当する。

## (通報等の方法)

第5条 通報窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面及び面会とする。

## (窓口の利用者)

第6条 通報窓口の利用者は、本学の教職員（退職者及びパート職員を含む。）及び本学の取引事業者の労働者とする。

## (調 査)

第7条 公益通報された事項に関する事実関係の調査は、事案の内容等に応じて、保護責任者が指名する教職員が行う。

2 前項の調査に当たる教職員は、調査する内容によって、関係の教職員からなる調査委員会を設置することができる。

## (協力義務)

第8条 教職員は、公益通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査責任者又は調査委員会に協力しなければならない。

## (是正処置)

第9条 保護責任者は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正処置及び再発防止処置を講じなければならない。

## (懲 戒)

第10条 理事長は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、該当行為に関与した者に対し、駿河台大学就業規則又は駿河台大学有期雇用教職員就業規則（以下「就業規則」という。）に従って懲戒等を行うことができる。

## (通報者等の保護)

第11条 本学は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 保護責任者は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な処置を講じなければならない。

3 理事長は、通報者等に対して不利益取扱い又は嫌がらせ等を行った者（通報者等の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、就業規則に従って懲戒等を行うことができる。

（秘密保持）

第12条 本学及び本規則に定める業務に携わる者は、当該の人権を尊重するとともに、公益通報された内容及び調査で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 理事長は、前項の規定に違反した教職員に対し、就業規則に従って懲戒等を行うことができる。

（通 知）

第13条 保護責任者は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正行為を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、延滞なく通知しなければならない。

（不正の目的）

第14条 通報者は、虚偽の通報及び他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

2 理事長は、前項の規定に違反した教職員に対し、就業規則に従って懲戒等を行うことができる。

（相談又は通報を受けた者の責務）

第15条 第4条に規定する窓口の担当者に限らず、相談又は通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚を含む。）は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

（事 務）

第16条 公益通報者の保護に関する事務は、総務部総務課において処理する。

（雑 則）

第17条 この規程に定めるもののほか、本学における公益通報者の保護に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年11月9日から施行する。

平成21年4月1日一部改正。

平成29年4月1日一部改正。